

第 2 6 3 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

（ 令 和 7 年 3 月 1 0 日 ）

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 令和 7 年 3 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分開議
午前 1 1 時 5 4 分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（21人）

夫樹子広哉健而樹吾生	秀弘祥年直貴健茂健英	田浦藤吉岡中田崎賀	櫻杉工住富野東井岡佐	委員長	委員長	副委員長	男志武子郎明政志二郎徳肇	次征栄二浩広正竹隆	瀧橋藤田井中藤村利木	大高佐濱白村佐中浅佐	委員長	員	委員
------------	------------	-----------	------------	-----	-----	------	--------------	-----------	------------	------------	-----	---	----

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市		長	山	本	知	也
副	市	長	齋	藤	友	彦
公	営	企	吉	田	和	久
総	務	部	吉	田	由	佳子
総	務	部	藤	島		純
総	務	部	畑	山	勝	利
政	策	推	角	本		力
財	務	部	松	谷		勇
市	民	生	石	橋	秀	治
健	康	福	斉	藤	洋	一
健	康	づ	畑	中	美	雅
	く	り				
	推					
	進					
	監					

子どもみらい部 長 smile kids office にっこりっこ所 長	菅 原 典 子
産 業 政 策 部 長	伊 藤 大 治 郎
都 市 整 備 部 長	木 下 尚 一 郎
建 設 技 術 部 長	小笠原 洋 一
川 内 庁 舎 所 長	杉 山 郷 史
会 計 管 理 者	中 村 智 郎
教 育 部 長	福 山 洋 司
上下水道局長市民生活部理事	中 村 久
大 畑 庁 舎 所 長	松 本 邦 博
脇野沢庁舎所 長 産業政策部副 理事	山 崎 拓 也
政 策 推 進 部 次 長 交 通 政 策 課 長	黒 澤 幸 太 郎
財 務 部 次 長	池 田 雅 文
市 民 生 活 部 次 長 市 民 ス ポ ー ツ 課 長	加 藤 昭 広
健 康 福 祉 部 次 長	高 橋 嘉 美
健 康 福 祉 部 副 理 事 長 健康づくり推進課 長	辻 郁 子
上 下 水 道 局 次 長	青 山 諭
総 務 部 市 長 公 室 長	立 花 幸 一
総 務 部 総 務 課 長	鈴 木 明 人
政 策 推 進 部 企 画 課 長	井戸向 秀 明
財 務 部 財 政 課 長	工 藤 大 介
財 務 部 税 務 課 長	畑 山 勝
財 務 部 税 務 課 総 括 主 幹	川 端 直 子
市民生活部国保年金課長	工 藤 周
健康福祉部介護保険課長 地域包括支援センター所 長	井戸向 明 子
大畑庁舎市民生活課 長 教育委員会大畑公民館 長	山 崎 憲 一
上 下 水 道 局 経 営 課 長	阿 部 博 幸
上下水道局経営課総括主幹	橋 本 伸 吾
上 下 水 道 局 水 道 課 長	山 崎 浩
上下水道局水道課総括主幹	中 村 満
上下水道局下水道課 長 市民生活部環境政策課総括主幹	本 田 正 大

上下水道局下水道課総括主幹 市民生活部環境政策課総括主幹	太 田 貢
政策推進部企画課主幹	大 橋 貴 子
政策推進部企画課主幹	西 田 裕 昭
財務部財政課主幹	佐 藤 大 輔
財務部税務課主幹	石 倉 慎 一
財務部税務課主幹	二 階 聖 仁
財務部税務課主幹	黒 滝 和 也
市民生活部国保年金課主幹	坂 本 望 生
市民生活部国保年金課主幹	櫻 田 久美子
健康福祉部介護保険課主幹	宮 本 千 里
健康福祉部介護保険課主幹	佐 藤 涼 子
健康福祉部介護保険課 地域包括支援センター主幹	玉 谷 千 春
上下水道局経営課主幹 上下水道局下水道課主幹 市民生活部環境政策課主幹	川 村 悟
上下水道局水道課主幹	渡 部 直 樹
総務部総務課主任主査	佐々木 大
財務部財政課主任主査	庵 原 里 佳
健康福祉部介護保険課 地域包括支援センター主任主査	皆 野 仲 哉
大畑庁舎市民生活課主任主査	新井田 真 弓
上下水道局経営課主任主査	山 田 真由美
上下水道局水道課主任主査	畑 中 裕 平
上下水道局下水道課主任主査 市民生活部環境政策課主任主査	種 市 大 輝
総務部総務課主査	川 森 恒 太
市民生活部国保年金課主査	賀 佐 大 智
健康福祉部健康づくり推進課 保 健 主 任	圓 子 愛 理
上下水道局経営課主査	柳 田 雄 規

○事務局出席者

事務局長 佐 藤 孝 悦	次	長 石 田 隆 司
主 幹 澁 川 紋 子	主	幹 畑 中 佳 奈
主任主査 瀬 角 朋 也	主	任 浜 端 快

(午前10時00分 開議)

○委員長(大瀧次男) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

これより前回の審査に引き続き議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

昨日は、歳出までの質疑が終わっておりますので、本日は歳入から審査してまいります。

それでは、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款市債まで一括説明を受け、審査をいたします。

理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(松谷 勇) おはようございます。予算書の12ページをお開き願います。

第1款市税についてであります。市税総額は前年度に比べ3億5,087万7,000円増の59億9,328万2,000円、徴収率は前年度に比べ0.3ポイント増の96.8%となっております。

次に、14ページに移りまして、第1項市民税についてであります。定額減税の終了等に伴い、前年度に比べ2億5,508万1,000円増の28億805万2,000円を計上しております。

次に、第2項固定資産税についてであります。新築家屋の増加、土地の評価の見直し等に伴い、前年度に比べ1億2,238万6,000円増の22億6,747万4,000円を計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてであります。前年度に比べ66万9,000円減の1億8,813万1,000円を計上しております。

次に、15ページに移りまして、第4項市たばこ税についてであります。前年度に比べ4,285万2,000円減の5億5,086万9,000円を計上しております。

次に、第5項都市計画税についてであります。前年度に比べ591万3,000円増の1億6,588万2,000円を計上しております。

次に、第6項入湯税についてであります。前年度に比べ16万9,000円減の168万7,000円を計上しております。

次に、新設となります第7項使用済燃料税についてであります。1,118万7,000円を計上しております。

次に、16ページに移りまして、第2款地方譲与税についてであります。前年度に比べ500万円増の2億7,700万円を計上しております。

次に、第3款利子割交付金についてであります。前年度と同額の300万円を計上しております。

次に、第４款配当割交付金についてであります。前年度に比べ400万円増の2,100万円を計上しております。

次に、17ページに移りまして、第５款株式等譲渡所得割交付金についてであります。前年度に比べ1,100万円増の2,000万円を計上しております。

次に、第６款法人事業税交付金についてであります。前年度に比べ1,100万円増の１億500万円を計上しております。

次に、第７款地方消費税交付金についてであります。前年度に比べ4,000万円減の16億4,500万円を計上しております。

次に、第８款環境性能割交付金についてであります。前年度と同額の2,500万円を計上しております。

次に、18ページに移りまして、第９款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。前年度に比べ66万4,000円増の8,074万7,000円を計上しております。

次に、第10款地方特例交付金についてであります。前年度に比べ2億2,403万9,000円減の4,643万円を計上しております。

次に、第11款地方交付税についてであります。前年度に比べ3億3,100万円増の122億6,300万円を計上しております。増額の主なものは、普通交付税の増によるものです。

次に、19ページに移りまして、第12款交通安全対策特別交付金についてであります。前年度に比べ11万6,000円減の435万2,000円を計上しております。

次に、第13款分担金及び負担金についてであります。前年度に比べ312万1,000円減の１億702万3,000円を計上しております。

次に、19ページから21ページにかけての第14款使用料及び手数料についてであります。前年度に比べ332万円増の２億4,712万4,000円を計上しております。

次に、21ページから24ページにかけての第15款国庫支出金についてであります。前年度に比べ7,922万9,000円減の84億2,056万9,000円を計上しております。減額の主なものは、23ページ、第２項国庫補助金、第７目の教育費国庫補助金で、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金の減によるものです。

次に、24ページから27ページにかけての第16款県支出金についてであります。前年度に比べ10億9,529万4,000円増の37億5,031万2,000円を計上しております。増額の主なものは、26ページ、第２項県補助金、第11目の核燃料サイクル交付金の増によるものです。

次に、27ページから29ページにかけての第17款財産収入についてであります。前年度に比べ845万5,000円増の2,856万9,000円を計上しております。

次に、第18款寄附金についてであります。前年度に比べ1億3,100万円増の3億4,200万円を計上しております。増額の主なものは、ふるさと納税寄附金の増によるものです。

次に、29ページから31ページにかけての第19款繰入金についてであります。前年度に比べ7,698万5,000円減の13億4,643万8,000円を計上しております。減額の主なものは、30ページ、第10目の減債基金繰入金の減によるものです。

次に、31ページから33ページにかけての第20款諸収入についてであります。前年度に比べ1,308万円増の29億7,475万4,000円を計上しております。

次に、33ページから34ページにかけての第21款市債についてであります。前年度に比べ6億7,520万円減の32億1,640万円を計上しております。減額の主なものは、34ページ、第8目の教育債で、学校給食施設整備債の減によるものです。

この結果、歳入の総額は前年度に比べ8億6,600万円増の409億1,700万円となりました。

以上が歳入全般の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大瀧次男） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、12ページの市税全般についてお伺いしたいと思います。

市税全体で、昨年度56億4,240万5,000円から本年度が59億9,328万2,000円ということで、3億5,087万7,000円の増額、6.2%となっておりますが、様々な状況の中で価格高騰になっており、その状況が今後も続くと言うのですが、この積算根拠をお伺いします。

○委員長（大瀧次男） 税務課長。

○財務部税務課長（畑山 勝） お答えいたします。

市税総額は、前年度比3億5,087万7,000円増の59億9,328万2,000円を計上しており、その増となった主な要因といたしましては、個人市民税の令和6年度における定額減税がなくなったことによる調定額の増、あとは新築家屋課税分や土地の地目変更等による固定資産税の調定額の増、それに加えて市税の徴収率の向上による増であります。

以上です。

○委員長（大瀧次男） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 先ほども部長からの説明の中でもありましたように、徴収率、これが3年、毎年度上がっているわけですが、今回は96.8%で、0.3%の徴収率を上げるということなのでございますが、先ほどもお話ししましたように、昨今のこのきつい状況の中で徴収率を上げるというのは、至難のわざではないのかなと予想されます。その辺は新たな何かしらの施策なり等をしながら、この0.3%という徴収率を上げるというお考えがあるのかお伺いいたします。

○委員長（大瀧次男） 税務課長。

○財務部税務課長（畑山 勝） お答えいたします。

徴収率の増というところなのですけれども、定額減税が終わり、給与所得の増額が見込まれております。給与所得者は、給与から天引きされる特別徴収というのとも上がっていきますので、それを見込んでおります。さらに、納税機会の拡大というのが要因となっております。それによって、徴収率を0.3%上げたものと考えております。

以上です。

○委員長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） それでは、1か所だけちょっとお伺いしたいのですけれども、15ページの市税の第4項市たばこ税の部分、去年に比べて4,200万円、約4,300万円近く減っているわけですが、結構大きな金額で、一番苦労しなくても入ってくる税収だと思うのですけれども、この件についてどのような考えがあるか、なぜこうなったのか、まずそこからお伺いしたいと思います。

○委員長（大瀧次男） 税務課長。

○財務部税務課長（畑山 勝） たばこ税についてお答えいたします。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により販売本数が急激に減少しましたが、その後緩やかに回復はしたものの、令和5年度以降、再び減少に転じております。令和7年度も健康志向の高まりや物価高騰等の理由により、市内販売本数の減少が見込まれておりまして、令和6年度予算額に比べ7.2%減額するものと見込んでおり、このような結果となっております。

以上です。

○委員長（大瀧次男） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 分かりました。

このたばこ税は、むつ市では主にどのように使われているか。あと、減った理由が、今喫煙者減ってきて健康的になってきたのか。私は、そうではなくて、多分、コンビニさんとかで買って、卸屋が青森市の会社に行っている

から、そっちにかなりお金が流れているのではないかと考えているのですが、分らないです、それは。コンビニさんとか、青森市に本社があるところは、たばこというのは、一括でそれを買って振るわけですから。常にたばこを買うときはキャッシュオンですから。多分それが多くなっていると思う、私の考えなのですけども。その点についてはいかがでしょうか。この2つだけちょっとお願いします。

○委員長（大瀧次男） 財政課長。

○財務部財政課長（工藤大介） お答えいたします。

私からは、たばこ税が何に使われているかという部分についてお答えいたしたいと思います。たばこ税、市税一般につきましては、一般財源という扱いになっておりますので、特定して何に使うというものはございませんので、市全体に使わせていただいているというところになっております。

以上になります。

○委員長（大瀧次男） 税務課長。

○財務部税務課長（畑山 勝） お答えいたします。

先ほどおっしゃいましたとおり、いろいろ要因はあると思うのですが、あくまでもたばこ税は市内消費というところで申告いただいて、納税いただいております。その結果がこのような減少傾向になっており、積算根拠となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○委員長（大瀧次男） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） これは、結局どこが使っているのか分かりませんので、たばこ税というのは承知のとおり、大体2兆円をめどに使っていくと。去年はかなり上がっているのです。二、三兆円、たばこの売上高が上がっているのですよね。

今、何に使われているかということで答弁いただきましたけれども、事ほどさように、たばこ税というのは61.7%です、課税率が。税金の王様です。各地、国からしても、全部に渡しているのです。特に一番分かりやすいのは、新幹線の、前の国鉄清算事業団のものが、あれ16.5円です、20本買えば。そのたびに新幹線の借金払ってあげているわけです。そういうものから比べれば、もう少しこのたばこ税の使い方というのは、先般佐藤広政議員もおっしゃいましたが、交付税とかいろいろな補助金、そういうものにでも有効に使える部分がないのか、市長にお伺いいたします。

○委員長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） たばこ税、地方たばこ税は、地方にたばこ税として課税

させていただいている税になりますので、市民税一般同様、市民税も含めて、取っている人だけに恩恵があることをするために徴収しているわけではございませんので、市民に一般的に広く活用させていただきたいと考えております。

○委員長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 22ページ、第4目農林水産業費国庫補助金の天然記念物食害対策事業費補助金について質疑いたします。

前年度よりも約500万円ほど増額されておりますが、この500万円ほど増額された理由のほうをお聞きしたいと思います。

○委員長（大瀧次男） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

天然記念物食害対策事業費の補助金500万円の増加の理由ということですが、まずこの業務に当たっている方5人いらっしゃいまして、今まではそのうちの月額が2人で、日額が3人ということで、業務日数が月額の方が20日間、日額の方は大体15日間ということで活動していただいております。今回5人全員を月額報酬といたしまして、20日間の勤務となりましたことから、報酬が約300万円ほど、手当が70万円ほど、あとその他もろもろございまして、トータルで500万円ほどの増額となりました。

○委員長（大瀧次男） 杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） ということは、今まで令和3年からずっと補助金のほうが、少しずつではあったのですが、増えてきていました。ところが、令和6年度、実は500万円近く、460万円ほど減額されたのです、国からの補助金。それで実際にやってみて、この人件費の部分が足りないというので、予算のほうを国のほうに要求して、520万円増えたというふうな形になるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（大瀧次男） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 人件費につきましては、人事院勧告によるベースアップの部分もございます。また、令和6年度足りなかったのかということでございますけれども、まず今年はブナの結実の状況がよくて、夏以降、熊の出没回数というのはそれほど多くなかったと。ただ、来年度につきましては、もう今からブナの状況が不作の見込みがあるということで、また熊の出没回数も増えるのではないかという見込みもございます。そういったことを勘案いたしまして、その業務に当たる方の活動日数を増やして今回の予算になったということでございます。

あと、先ほど私人事院勧告の話をしましたけれども、こちらはまだ内示が

出ていないという状況でしたので、ちょっと間違った発言をしてしまいましたということで、人事院勧告の部分につきましては取下げいたします。

○委員長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 23ページの第15款国庫支出金、第2項の第11目新しい地方経済・生活環境創生交付金、新しい地方創生のことになると思いますが、この国の交付金を活用して、むつ市では新年度どのような地方創生の事業を行うのかお知らせください。

○委員長（大瀧次男） 財政課長。

○財務部財政課長（工藤大介） お答えいたします。

国では、地方創生2.0を掲げまして、地方公共団体の創意工夫による地方創生の取組に対しまして、新しい地方経済・生活環境創生交付金を創設いたしました。当市におきましては、当初予算で計上している同交付金は2億6,997万2,000円となっておりまして、湯野川温泉濃々園建て替え事業に1億8,415万5,000円、八戸学院大学むつ下北キャンパス運営事業費補助金等の事業に3,451万7,000円、+1000歩チャレンジ事業に109万9,000円、むつ市海外展開“Plus Ultra”事業等の事業に3,514万円、加工用じゃがいも産地化支援事業に75万円、産学官連携イノベーション創出事業に120万円、東京大学連携事業等の事業に1,025万円、むつ市メタバース教育支援センター開設事業に286万1,000円といった各事業にそれぞれ充当しております。

○委員長（大瀧次男） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） ありがとうございます。デジタル実装型について、286万1,000円ですか、こちらについてはどのような事業に充当するのかお知らせください。

○委員長（大瀧次男） 財政課長。

○財務部財政課長（工藤大介） デジタル実装型につきましては、むつ市メタバース教育支援センター開設事業に充当しております。

以上でございます。

○委員長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 1点お尋ねします。

歳入に係る原子力関連交付金の種類、額、予算に対する割合はどうなっているかお伺いします。

○委員長（大瀧次男） 財政課長。

○財務部財政課長（工藤大介） お答えいたします。

歳入全体409億1,700万円のうち、原子力関連施設の交付金は25億8,352万

4,000円を見込んでございます。こちらの内訳ですけれども、電源立地地域対策交付金、こちらの国のほうが15億円、県のほうが1億4,056万5,000円、核燃料税交付金については5億4,295万9,000円、そして核燃料サイクル交付金で4億円、こちら歳入全体に対して6.3%を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（大瀧次男） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 県の交付金の電源立地地域対策交付金が、ただいま答弁ですと1億4,056万5,000円だったと思いますが、歳入のほうだと1億5,876万7,000円になっているのですけれども、どちらが正しいのかお伺いします。

○委員長（大瀧次男） 財政課長。

○財務部財政課長（工藤大介） お答えいたします。

こちらのほう、広報・調査等交付金のほうも含まれています。私先ほど答弁いたしましたのは、あくまでも電源立地地域対策交付金の財政課のほうで所管している部分だけお答えいたしましたというところになります。

以上になります。

○委員長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 2点について質疑いたします。

1点目は、先ほど使用済燃料税等ははっきりした金額でお知らせいただきました、1,118万7,000円ですか。あと1点、誘致企業として大きな寅福プラントさんがあるわけですが、ここからの税收等はどういう形で見込んでいるのか、まず1点お聞きします。

それから、市債について32億1,640万円ですか、この事業数、またこの事業に対する自己負担率、それから返済の場合の交付税措置、加算措置等をお知らせください。主な事業についてもお知らせください。

○委員長（大瀧次男） 税務課長。

○財務部税務課長（畑山 勝） お答えいたします。

今はまだ算定期間になっているので、寅福プラントさんの税收に関してはお答えできかねますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（大瀧次男） 財政課長。

○財務部財政課長（工藤大介） 市債における事業数ですけれども、来年度は70事業に充当することになっておりますが、そのうち市債の種類によって交付税の充当率ですとか、そういったことが大きく変わってきますので、代表的なもので申し上げさせていただきたいと思います。

令和6年度末で合併特例債のほう、もう発行できなくなりましたので、一番有利なものといえば過疎対策事業債ですとか、辺地対策事業債というも

のがございます。こちらのほうは100%充当に対して、辺地対策事業債のほう80%の交付税措置、過疎対策事業債は70%となっておりまして、ほかの事業については充当率のほう下がってきますので、個別にというと、今すぐ全部申し上げますことは差し控えさせていただきたいと思います。

以上になります。

○委員長（大瀧次男） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 寅福プラントさんについてはこれからということで、まだ措置はないということでお聞きいたしました。了解いたしました。

事業数が70事業ということで、これはまた負担率というか、交付税措置の加算が多い事業については、積極的に地域振興を図るためにも進めるべきとは思いますが、この返済もまた必ずついてくるわけです。その辺の人口減少に伴う税収の減少等は見込みながらも、またこれ起債を起こしているのでしょうか、お聞きします。

○委員長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 本年度のプライマリーバランスの資料を当初予算の編成の段階で議会にも提供させていただいておりますけれども、今年度の発行額と今年度の公債費、お返しする額、今まで借りた分をお返しする額の差額が8億9,300万円ということで、今年度、いわゆる返すほうが多い、借りるほうが少ないということになりますので、借入残高は減っていくということになっています。長期的には、借入残高を減らしていくほうに、今後も財政運営に留意しながら、事業を展開してまいりたいと考えております。

○委員長（大瀧次男） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） これまで税収、コロナではありましたが、そんなに極端に落ち込んでこなかったと認識しています。それは国の財政出動による事業者への補助等もあったかと思っておりますので、これからはちょっと地域の経済も厳しくなっていくのではないかと考えております。その辺はどのように見込んでいらっしゃるのか。明るい見通しを持っているのか、それとも厳しいと思われるのか、市長のお考えをお聞きします。

○委員長（大瀧次男） 市長。

○市長（山本知也） 市の財政というものは、基本的には今現在自主財源、3割自治と地方と呼ばれておりますけれども、基本的には地方交付税によって、多くが市の税収が減ったとしても、それが補填されるような仕組みになっておりまして、そこも含めて今後の財政シミュレーションというものを財政中期見通しはじめ財政基本計画を立てて、5年ないし10年の財政運営をさせていただいております。そのことは、議会の皆様にもお示しをさせていただい

ていますので、長期的に経済が落ちていくとか、上がっていくというよりも、大きな収入と支出のバランスを取りながら、今後財政運営を展開してまいりたいと考えております。

○委員長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第17号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。佐藤武委員。

（3番 佐藤 武委員登壇）

○委員（佐藤 武） 議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算に対する反対討論を行います。

原発核燃料サイクル推進の立場に立った予算であり、電源開発交付金等が増加し、財政が一時的に潤うが、依存率が高まることにより、地域の経済的自立が妨げられています。また、中間貯蔵新税も含め、財政がゆがめられることが懸念され、将来世代に禍根を残すことになると思われます。

市の総合基本計画で、一次産業は基幹産業と位置づけているのは当然のことですが、予算の手当てが十分されていないと思います。特に地域の食を支える農業予算が不十分であり、長期的、計画的に農業振興、農業を維持、発展させる予算になっておらず、将来に不安を残すものです。農業経営体を支援して育て、農業生産を維持、発展させる財政面での手厚い施策がどうしても必要だと思います。

今まで何度も指摘してきましたが、高齢者無料乗車証「AGEHA」事業は、対象になる市民に無条件に交付すべきものです。取得が任意であるマイナンバーカードの取得を条件とすることは、行政サービスの公平、平等原則に反するものであると言わざるを得ません。

以上で反対討論を終わります。

○委員長（大瀧次男） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（大瀧次男） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

議案第17号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者2人）

○委員長（大瀧次男） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時45分まで暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 3 3 分 休憩

午前 1 0 時 4 5 分 再開

○副委員長（櫻田秀夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、委員長が諸般の事情により退席いたしましたので、私が代わって委員長の職務を行います。

次は、議案第18号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、議案第18号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たりましては、財政運営を担う県から示された数値を用いたほか、医療費の動向等を分析の上、平均加入世帯数を前年度比6.3%減の6,946世帯、平均被保険者数を前年度比8.0%減の9,767人と見込んで積算しております。予算に関する説明書の12ページをお開きください。

総括表にありますように、令和7年度の予算総額は歳入歳出ともに54億9,587万円となっており、前年度と比較して2億5,426万3,000円、率にして4.4%の減となっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款国民健康保険税は、被保険者数の動向、近年の調定額、収納率の実績等から9億8,907万3,000円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料は、国民健康保険税の督促手数料であります。

次に、14ページに移りまして、第3款国庫支出金についてであります。令和7年度におきましては子ども・子育て支援事業及び高額療養費の制度改正事業に係る補助金を計上したことにより、前年度と比較して1,443万3,000円の増となっております。

次に、第4款県支出金、第1項県負担金・補助金についてであります。保険給付に係る交付金及び国の特別調整交付金や特定診療等に係る負担金など、県を通じて交付される交付金に計上しております。なお、被保険者数の減少に伴い医療費も減少する見込みであることから、前年度比1億5,985万6,000円の減となっております。

第2項財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金の納付に際し、歳入が不足する場合に県から交付を受けるものであります。

次に、15ページに移りまして、第5款財産収入は、財政調整基金の利子収入であります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金についてであります。低所得者の保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金等を計上しております。被保険者数の減少等により、9,520万3,000円の減となっております。

第2項基金繰入金は、財政調整基金を繰り入れるためのものであります。

次に、16ページに移りまして、第7款繰越金は、決算において発生した前年度の剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、第8款諸収入についてであります。これは国民健康保険税の延滞金や返納金、第三者納付金及びその他雑入でありまして、第3項雑入に地方公共団体システム標準化負担金9,450万円を計上しております。

以上が歳入についての説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。18ページをお開き願います。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは国民健康保険の運営管理に要する経費及び青森県国民健康保険団体連合会へ納付する負担金でありまして、前年度と比較して1,475万2,000円の増となっております。これは令和8年度に創設されます子ども・子育て支援納付金制度に対応するための住基システム改修費等が増額となったことによるものであります。

次に、第2項運営協議会費についてであります。これは国民健康保険運営協議会に要する経費となっております。

次に、19ページに移りまして、第3項趣旨普及費についてであります。これは国民健康保険制度の趣旨普及に要する経費でありまして、パンフレットの作成、健康優良家庭表彰事業に要する経費となっております。

次に、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の窓口負担を除いた医療費など保険者が負担する経費でありまして、主なものとしたしましては、第1項療養諸費の療養給付費負担金や、第2項高額療養費、20ページに移りまして、第4項出産育児諸費の出産育児一時金、第5項葬祭諸費の葬祭費となっております。なお、第1項療養諸費で1億5,138万円、第2項高額療養費で2,271万5,000円の減となっております。いずれも被保険者の減少により減額となったものであります。

次に、21ページに移りまして、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。これは財政の運営主体となる県に国民健康保険税等を財源に

納付するものであります。県から示された金額を計上しておりまして、第1項医療給付費分では5,620万9,000円の減、第2項後期高齢者支援金等分では2,951万円の減、介護納付金分では1,767万円の減となっております。

次に、第4款財政安定化基金拠出金についてであります。これは国保財政の安定化を図るため、県に設置されている財政安定化基金から災害等の発生により保険料収納不足となりまして、貸付けを受けた際に交付額の3分の1を負担して補填する拠出金であります。

次に、22ページに移りまして、第5款保健事業費についてであります。これは被保険者の健康増進や予防事業に要する経費でありまして、第1項特定健康診査事業費では、特定健診及び特定保健指導に要する経費を計上しております。

第2項保健事業費では、レセプト点検等の医療費適正化事業、人間ドック事業に要する経費等を計上しております。

次に、23ページに移りまして、第6款基金積立金は、財政調整基金の利子収入を基金に積立てするためのものであります。

次に、第7款公債費は、一時借入金の利子の支払いに要する経費であります。

次に、24ページに移りまして、第8款諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税の還付金のほか、県普通交付金の前年度分の精算に要する経費であります。

第2項繰出金は、川内及び脇野沢診療所運営費に係る繰出金であります。

次に、第9款予備費は、1,000万円を計上しております。

以上が歳出についての説明でございます。

これで令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。
ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（櫻田秀夫） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 国保財政についてですけれども、歳入も国民健康保険税も下がっている、県支出金も減額になっている、繰入金も減額になっているというのは、被保険者数の減少という理解でまずよろしいのでしょうか。

そして、給付金も下がっているのですけれども、サービス低下ということにつながる心配はないのでしょうか。

○副委員長（櫻田秀夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

減少した要因ということでございますけれども、先ほど説明したとおり、

被保険者数の減ということが要因でございます。

以上でございます。

○副委員長（櫻田秀夫） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 国保税の値上がりにつながる心配はないのでしょうか。

来年度の国保税の値上がりにつながるということが心配されますが、どのように考えていますでしょうか。

○副委員長（櫻田秀夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

来年度の保険料についての影響はございません。ただし、令和８年度については子ども・子育て支援納付金の制度が始まりますので、令和８年度からは上がる予定ではあります。

以上でございます。

○副委員長（櫻田秀夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 質疑なしと認めます。

これで議案第18号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第19号 令和７年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、議案第19号 令和７年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本特別会計は、被保険者の皆様から徴収いたしました保険料と一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的とした会計であります。

令和７年度の予算編成に当たりましては、平均被保険者数を9,805人と見込んで積算しております。予算に関する説明書の10ページをお開き願います。

総括表にありますように、令和7年度の予算総額は歳入歳出ともに7億8,623万6,000円となっており、前年度と比較して4,229万4,000円、率にして5.7%の増となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療保険料は、本制度を運営するための保険料で、特別徴収と普通徴収を合わせて現年度分の徴収率を99.54%、滞納繰越分を50.0%と見込んでおります。前年度と比較して2,747万5,000円の増となっておりますが、これは被保険者数の増加により増額となったものであります。

第2款手数料は、保険料徴収に係る督促手数料であります。

第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金に係る一般会計からの繰入金であります。青森県後期高齢者医療広域連合から示された保険基盤安定負担金の見込額により、552万3,000円の増としております。

第4款繰越金は、令和6年度の本特別会計の剰余金を見込んだものであります。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入は保険料の延滞金、保険料還付金及び還付加算金、その他雑入であります。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するものであります。保険料や繰入金の予算に合わせまして4,180万4,000円の増となっております。

第2款諸支出金は、過年度の保険料の還付金、還付加算金及び督促手数料等の一般会計への繰出金を計上しております。

以上が令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（櫻田秀夫） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 歳入の中にあります普通徴収保険料ということで、滞納繰越分保険料、50%を掛けて数字が出ていますけれども、この中身を教えてください。

○副委員長（櫻田秀夫） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） 滞納繰越分の徴収率ということでしょうかと思います。こちらのほうは、滞納繰越し、過年度分の未納分の保険料が滞納繰越しされておりますので、そちらのほうの過去の収納実績等を勘案いたしまして、50%と見込んでおります。

以上でございます。

○副委員長（櫻田秀夫） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 保険料徴収について、特別徴収保険料と普通徴収保険料、これは選べるのでしょうか、それとも強制的に振り分けになっているのでしょうか、お知らせください。

○副委員長（櫻田秀夫） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） お答えいたします。

特別徴収のほうは、介護保険料が特別徴収になっていることが条件にはなるのですけれども、基本的に年金を年額18万円以上受給している方は特別徴収で保険料を徴収させていただくことになります。

以上でございます。

○副委員長（櫻田秀夫） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 月額18万円以上と言いましたか。

○副委員長（櫻田秀夫） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） 失礼いたしました。年額で18万円以上です。年額18万円以上の年金を受給している方は、介護保険料のほうが特別徴収になります。介護保険料を特別徴収して、次に後期高齢者医療の保険料を徴収するという形になります。特別徴収は、その年金の額で決まるのですけれども、年金から引き落としをしたくない、徴収されたくないという場合には、届出によりやめることはできるのですが、普通徴収の方が年金から引いてもらいたいというところはちょっとできないということになっております。

以上でございます。

○副委員長（櫻田秀夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 04 分 再開

○副委員長（櫻田秀夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第20号 令和7年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） それでは、議案第20号 令和7年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の12ページをお開き願います。

令和7年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ67億2,121万4,000円となり、前年度当初予算と比較いたしまして9,198万2,000円、率にして1.4%の増となっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、12億9,780万2,000円を計上しております。第1号被保険者数の減少が見込まれることから、前年度当初予算額と比較して0.4%の減となっております。

次に、第2款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料の督促手数料であります。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の15%とその他の給付費の20%に対し、国から交付を受けるものであります。

次に、14ページに移りまして、第2項国庫補助金についてであります。これは後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合を基に市町村間の格差を是正するための調整交付金や地域支援事業に係る交付金などとなっております。

次に、第5款支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、事業費の27%を見込んでおります。

次に、15ページに移りまして、第6款県支出金、第1項県負担金についてであります。これは保険給付費のうち施設給付費の17.5%、その他の給付

費の12.5%の交付を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金は、科目存置のため計上しております。

次に、第3項県補助金についてであります。これは地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については12.5%、それ以外の事業については19.25%の交付を見込んでおります。

次に、第7款財産収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、16ページに移りまして、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは介護給付費などに係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、第2項基金繰入金についてであります。これは収支の調整に伴う財源として充当する財政調整基金繰入金であります。

次に、17ページに移りまして、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料についてであります。これは第1号被保険者の保険料納付に係る延滞金であります。

次に、第2項雑入についてであります。これは第三者行為納付金や不当利得等返納金などであります。

以上が歳入についての説明であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。18ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは介護保険運営のための事務経費となっております。

次に、第2項介護認定審査会費についてであります。これは介護認定の審査及び調査に要する経費となっております。

次に、19ページに移りまして、第3項計画策定委員会費についてであります。これは介護保険事業計画策定に要する経費となっております。

次に、20ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。要介護認定者数の増加、また令和6年度に介護報酬の改定が行われた影響により増加要因が見込まれることから、前年度当初予算額と比較して1.3%の増となっております。

まず、第1項介護サービス等諸費についてであります。これは介護給付に要する経費となっております。

次に、21ページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費についてあります。これは介護予防給付に要する経費となっております。

次に、第3項その他諸費についてであります。これは青森県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料となっております。

次に、22ページに移りまして、第4項高額介護サービス等費についてありますが、これは高額な介護費用の利用者負担の軽減に要する経費となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてありますが、これは介護保険施設における食費、居住費等について、低所得者層の負担軽減に要する経費となっております。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてありますが、これは医療と介護の自己負担の年間合算額における負担軽減に要する経費となっております。

次に、23ページに移りまして、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費についてありますが、これは要支援者等の訪問型サービス及び通所型サービスやケアプランの作成に要する経費となっております。

次に、第2項一般介護予防事業費についてありますが、これは介護予防の知識に関する普及啓発のほか、地域サロンや介護予防運動といった高齢者の通いの場の活動支援など、介護予防事業に要する経費となっております。

次に、24ページに移りまして、第3項包括的支援事業費・任意事業費についてありますが、これは地域包括支援センター運営費や介護給付等費用適正化事業費のほか、在宅医療・介護連携推進事業費などを計上しております。

次に、26ページに移りまして、第4項その他諸費についてありますが、これは介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料となっております。

次に、第4款財政安定化基金拠出金についてありますが、これは県の財政安定化基金への拠出金でありまして、科目存置のため計上しております。

次に、第5款基金積立金についてありますが、これは財政調整基金の運用利子を積み立てるものであります。

次に、第6款公債費についてありますが、これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金についてありますが、これは過年度分の介護保険料の還付金などであります。

次に、27ページに移りまして、第8款は予備費を計上しております。

以上が歳出の説明であります。

これで令和7年度むつ市介護保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（櫻田秀夫） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥

子委員。

○委員（工藤祥子） 中身を見ますと、国の国庫補助金が減額になっていることが気になっています。それとともに、今問題になっています介護予防等を除く地域支援事業交付金が減額となって、サービス低下につながらないかという、そのような心配がありますが、どのように考えていますでしょうか。

○副委員長（櫻田秀夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

この介護保険の予算、各歳入ですけれども、いわゆる過去3年間、そういったサービスの実績あるいは今年度の見込みというものの伸び率等を計算して出したものです。ですので、その結果増える、あるいは減るという部分がございますけれども、決して積み上げでやっているわけではなくて、実績との伸び率でやっているということで増減がありますので、実際予算を執行する段階で不足があれば、それに対して対応させていただくと。

そして、介護保険のサービスの低下の懸念ということでもありますけれども、それにつきましても同様に、実績等に基づいてまずは算定したものですので、これも実際給付費が予算以上ということになれば、これは財政当局と相談させていただいて、増額ということはある得るということでご理解いただきたいと思います。

○副委員長（櫻田秀夫） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 制度をスタートしてから介護保険料が2倍に上がっているのですけれども、来年度の介護保険料の引上げということはある得るのでしょうか。

○副委員長（櫻田秀夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 第9期の高齢者福祉計画、令和6年度から令和8年度ということになっていますので、この期間に介護保険料が上昇することはありません。

以上でございます。

○副委員長（櫻田秀夫） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 13ページ、第4款国庫支出金、施設費15%、その他20%、国からの補助、県も支出金があるわけですがけれども、今人件費の最低賃金等も上がってしまして、この補助率は昨年度のパーセントで計算したものでしょうか、それともまた令和7年度においてはもっと補助率の上昇というので計算しているのでしょうか、お知らせください。

○副委員長（櫻田秀夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

こちらは、令和6年度に介護保険の報酬改定がなされていて、それに基づいて計算したものですので、国庫の率が変わったとかということではなくて、これは一律同じということになっております。

以上です。

○副委員長（櫻田秀夫） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 部長に聞いても、来年度の見通しはどうだということも、国が決めることですのでなかなか厳しいと思いますけれども、介護施設のほうからは、そういったものに対する意見等は上がってきていないのでしょうか。例えば人件費が上がっていますので、その上のほうに行ってくださいとか、何かそういった要請等はなされていないのでしょうか、お願いします。

○副委員長（櫻田秀夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 施設のほうからは、実態としまして、人件費というのはあるのかもしれませんが、その点は直接私どものほうには要望等はないのですが、必要であれば市長会等の要望を通じて、実際その市長会の要望を通じて介護報酬の改定について提案している自治体や県もございますので、必要であれば我々もそれに参加するといいますか、その要望をしていくということになります。

一方で、施設のほうから何の要望が多いかといいますと、人件費というよりは、実は施設のほうの充実といいますか、国のほうではどちらかという介護予防というほうに動いてはいるのですけれども、実態として施設のほうからは、どちらかといいますと、施設介護のほうの充実というようなところについて、実際の要望という形ではありませんけれども、意見交換の中でそういったお話があるということは現状ということでご理解いただきたいと思います。

○副委員長（櫻田秀夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

○副委員長（櫻田秀夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第21号 令和7年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） それでは、議案第21号 令和7年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書の10ページをお開き願います。

まず、本会計は公共用地の先行取得及び取得事業に伴う市債の償還事務に係る会計でありまして、予算総額は歳入歳出ともに2,270万6,000円となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款繰入金についてであります。これは長期債元金償還金及び長期債利子に係る経費を一般会計から繰入れするものとなっております。

次に、12ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款公債費についてであります。これは道の駅整備事業の用地先行取得に伴う長期債元金償還金及び長期債利子に要する経費となっております。

以上が令和7年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（櫻田秀夫） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 24 分 再開

○副委員長（櫻田秀夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第22号 令和7年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（松本邦博） それでは、議案第22号 令和7年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算に関する説明書10ページをお開き願います。

まず、令和7年度予算総額は、歳入歳出ともに5,268万9,000円となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款使用料及び手数料についてであります。これは魚市場内に設置している自動販売機の行政財産目的外使用料であります。

次に、第2款財産収入についてであります。これは大畑町漁市場基金の運用収入であります。

次に、第3款繰入金についてであります。これは一般会計からの繰入金であります。

次に、第4款繰越金についてであります。これは決算において発生した剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入についてであります。これは卸売業者契約保証金の預金利息でございます。

以上が歳入の説明でございます。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは事務経費と魚市場運営審議会の経費となっております。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費についてであります。これは修繕料、保険料、保守点検委託料、漁港施設の占用料や青森県魚市場協会等への負担金及び優良衛生品質管理市場・漁港認定審査料などとなっております。

次に、第3款公債費についてであります。これは長期債元金償還金及び

利子であります。

次に、14ページに移りまして、第4款予備費についてであります。これは突発的な支出に対応するためのものであります。

以上が歳出の説明でございます。

これで令和7年度むつ市魚市場事業特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（櫻田秀夫） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 13ページ、施設費の中で第1目、優良衛生品質管理市場・漁港認定審査料と提案されていますけれども、今年度の事業計画等が分かっておりますお知らせください。

○副委員長（櫻田秀夫） 大畑庁舎市民生活課長。

○大畑庁舎市民生活課長教育委員会大畑公民館長（山崎憲一） お答えいたします。

優良衛生品質管理市場・漁港認定審査料の関係なのですが、昨年10月に品質衛生管理講習会を開催した際、講師としておいでいただきました先生が当該認定に伴う現地審査の審査員であることもありまして、ご厚意で魚市場内を見ていただいたところ、フォークリフトの利用状況についてご指導いただきましたので、その改善及び周知に時間を要するために、今年度の審査を見送らせていただきました。この認定については、認定衛生管理の徹底、意識改革を目的としておりますことから、認定を確実なものと同信した上で令和7年度に改めて申請したいと思っております。

以上です。

○副委員長（櫻田秀夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 質疑なしと認めます。

これで議案第22号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案

のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○副委員長（櫻田秀夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（中村 久） 議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計予算につきましてご説明いたします。予算書の3ページをお願いします。

第2条の業務の予定量であります。（1）、給水戸数は2万3,741戸、（2）、年間総給水量は608万5,353立方メートルを見込んでおります。（4）、主要な建設改良事業として、永下配水区更新事業及び配水管整備事業を計上してございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。6ページをお願いします。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款水道事業収益は17億4,518万8,000円で、前年度との比較では709万3,000円の増となっております。

第1項営業収益は、主に給水収益となっております。

第2項営業外収益は、一般会計及び下水道事業会計からの負担金、固定資産の償却に伴う長期前受金戻入などを計上してございます。

第3項特別利益は、その他特別利益として一般会計繰入金過年度未収益化額を計上してございます。

支出の第1款水道事業費用は17億419万1,000円で、前年度との比較では345万7,000円の増となっております。

第1項営業費用は、事業運営に係る部分的経費のほか減価償却費などで、前年度との比較では増となっており、その主な要因といたしましては、委託料及び施設動力費の増などによるものでございます。

第2項営業外費用は、主に企業債に係る支払利息などで、前年度との比較では減となっており、その主な要因といたしましては、企業債利息及び支払消費税の減などによるものでございます。

第3項特別損失は、過年度分の損益の修正損を計上してございます。

この結果、収支差引きで4,099万7,000円収入が上回る予定となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。7ページをお開き願います。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款資本的収入は6億9894万1,000円で、前年度との比較では5,510万3,000円の増となっております。

第1項企業債は、配水管整備事業などに充てる企業債で、対象事業の減少に伴いまして減となっております。

第2項一般会計負担金は、企業債償還金などに充てる負担金で、主に対象となる償還金の減少に伴いまして減となっております。

第3項国庫補助金は、永下配水区更新事業に充てる国からの交付金となっております。

第4項工事負担金は、配水管整備費に充てる負担金で、県事業などに係る工事の増加に伴いまして増となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は14億1,292万2,000円で、前年度との比較では2,057万3,000円の増となっております。

第1項建設改良費は、主に水道施設の整備及び更新に要する費用でありまして、大湊バイパスⅡ期整備事業に係る配水管切り回し工事などを予定してございます。そのほか建設改良工事といたしましては、浄水場の電気及び機械設備更新工事などを実施することとしておりまして、事業量の増加に伴いまして、支出が増となっております。

次に、第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

3ページに戻りまして、この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億1,398万1,000円は、第4条条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしてございます。

次に、4ページをお開き願います。第5条の企業債についてでございますが、これは予算第4条の資本的収入の企業債3億2,900万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を4億5,700万円と定めたものであります。

第7条は、予定支出について、各項間で流用することができることを定めたものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、

職員給与費と企業管理者の交際費を定めたものでございます。

第9条は、量水器及び配水管などの補修材料の購入に係りますたな卸資産の購入限度額を2,710万円と定めたものでございます。

なお、財務の状況等につきましては、5ページ以降の予算に関する説明書をご参照していただきたいと存じます。

以上が令和7年度むつ市水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（櫻田秀夫） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） では、ページ数は、3ページにします。

建設改良事業のうち、配水管整備事業、先ほどある程度中身の説明は受けたのですが、それ以外の部分で、建設改良費の中に老朽管の更新分の事業費というのは幾らくらい来年度は見込んでいるのでしょうか。また、あるとすれば何メートルぐらいを予定しているのでしょうか。

○副委員長（櫻田秀夫） 水道課長。

○上下水道局水道課長（山崎 浩） お答えいたします。

来年度の配水管整備事業につきましては、大湊バイパスⅡ期工事に係る配水管の切り回し工事が主な内容となっております。そして、その中には老朽管の更新事業も含まれておりますけれども、今のところまだ仮設の段階ですので、本設はこの後行われることとなりますので、更新事業としてはこの中には含まれておりません。

○副委員長（櫻田秀夫） 中村正志委員。

○委員（中村正志） そうしますと、老朽管の更新についてですけれども、むつ市としてはこの老朽管更新につきましては、めどといいますか、何年以上たったものをやるというふうなものは決めておられるのでしょうか。

○副委員長（櫻田秀夫） 水道課長。

○上下水道局水道課長（山崎 浩） お答えいたします。

老朽管の更新事業といたしましては、今後永下配水区におきまして、漏水管、送水管、そして配水管を今後計画予定であります。令和7年度につきましては、それらのうち漏水管、取水口から浄水施設までの区間についてのまずは設計業務ということで、前段の準備段階ということで業務委託を計上しております。

その配水管の耐用年数といたしましては、40年を既に経過しております。いずれも漏水管、配水管、送水管とも耐用年数を過ぎていきますので、今後順次整備計画をしていくところでございますし、実は令和6年度から令和18年

まで長期的な計画をしておりますけれども、細部の詳細につきましては、今後その内容について検討していく予定となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副委員長（櫻田秀夫） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 今聞きたかったことと、若干ずれている感じがしているのですが、今の中ですと40年というのが一つのめどというふうな捉え方をしてもよろしいのでしょうか。だとすれば、現在40年を超えている管というのは全体の何％ぐらいあるのでしょうか。もし資料を持ち合わせていたら。

○副委員長（櫻田秀夫） 水道課長。

○上下水道局水道課長（山崎 浩） お答えいたします。

ただいまちょっと老朽管の率について、今現在資料を持ち合わせておりませんので、ここではちょっと……。むつ市の経年劣化率といたしましては、現在全体で13.3%でございますが、全国の平均よりはちょっと下回っておりますが、今後計画的にこれらを更新していく予定となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副委員長（櫻田秀夫） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 1点だけ確認しておきます。

水源の水量につきましては、ここ数年変わらないと、心配しなくてもいいとお思いでしょうか。川内、脇野沢、大畑、むつ地区につきましてお伺いいたします。

○副委員長（櫻田秀夫） 濱田委員、予算に対する質疑の範囲を超えていますので……。答えられますか。

（不規則発言あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 先ほどの説明ですと、2万3,741戸でしたか、水道の供給戸数。年間608万5,353立方メートルということで、4,000万円の収益予定ということですが、これは戸数は減少傾向にあると思いますが、年間としては徐々に増えているのでしょうか。大手企業も入ってきていますので、減っているのでしょうか。

そしてまた、そういったことの供給に対する不安というのはないのでしょうか、お聞きします。

○副委員長（櫻田秀夫） 経営課長。

○上下水道局経営課長（阿部博幸） お答えいたします。

給水戸数のほうに関しましては、令和6年度と比較しまして48戸減少ということになっております。年間の総給水量につきましては、令和6年度と比

較しまして16万3,463立方メートル減少ということで見込んでおります。

給水のほうの水量の確保ということでございますけれども、現時点では渇水等の心配等はないものと考えております。

以上です。

○副委員長（櫻田秀夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（中村 久） 議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。予算書の3ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります、（1）、排水戸数は3,609戸、（2）、年間総処理水量は91万6,998立方メートルを見込んでおります。（4）、主要な建設改良事業といたしまして、下水道整備事業及び改築更新事業を計上してございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります、6ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款下水道事業収益は10億8,353万7,000円で、前年度との比較では2,552万4,000円の増となっております。

第1項営業収益は、主に下水道使用料となっております。

第2項営業外収益は、一般会計からの補助金、負担金及び固定資産償却に伴う長期前受金戻入などとなっております。前年度との比較で収入が増と

なった主な要因といたしましては、長期前受金戻入の増などによるものでございます。

支出の第1款下水道事業費用は10億8,005万6,000円で、前年度との比較では4,415万7,000円の増となっております。

第1項営業費用は、処理場施設の維持管理及び減価償却費などで、前年度との比較では増となっております。その主な要因といたしましては、人件費の上昇に伴う処理場費及び業務費の委託料の増などによるものでございます。

第2項営業外費用は、主に企業債に係る支払利息などで、前年度との比較では減となっております。その主な要因といたしましては、企業債利息の減などによるものでございます。

この結果、収支差引きで348万1,000円収入が支出を上回る予定となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。7ページを開き願います。この予算科目は、将来の営業活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款資本的収入は8億7,585万8,000円で、前年度との比較では8,335万3,000円の増となっております。

第1項企業債は、下水道整備事業等に充てる企業債で、対象事業の減少に伴いまして減となっております。

第2項国庫補助金は、改築更新事業に充てる国からの交付金で、対象事業の増加に伴いまして、増となっております。

第3項一般会計負担金は、企業債償還金などに充てる一般会計からの繰入金でございます。

第4項受益者負担金及び分担金は、下水道整備事業費に充てる受益者負担金及び分担金で、下水道の事業計画縮小に伴いまして減となっております。

支出の第1款資本的支出は11億3,285万6,000円で、前年度との比較では2,829万7,000円の増となっております。

第1項建設改良費は、下水道整備及び改築更新に要する費用でありまして、下水道整備に係る残工事となります舗装本復旧工事及び改築更新事業として各処理場及びマンホールポンプの設備更新工事を予定してございます。

第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上してございます。

3ページに戻りまして、この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して

不足する額 2 億 5,699 万 8,000 円は、条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしてございます。

次に、4 ページをお開き願います。第 5 条の企業債についてであります、これは予算第 4 条の資本的収入の企業債 3 億 8,150 万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めているものでございます。

第 6 条は、一時借入金の限度額を 11 億円と定めたものでございます。

第 7 条は、予定支出の各項間で流用することができることを定めたものでございます。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を定めたものでございます。

第 9 条は、他会計からの補助金についてであります、これは下水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を 2 億 354 万 9,000 円としているものでございます。

なお、財務の状況等につきましては、5 ページ以降の予算に関する説明書をご参照していただきたいと存じます。

以上が令和 7 年度むつ市下水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（櫻田秀夫） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 質疑なしと認めます。

これで議案第 24 号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（櫻田秀夫） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午前 11 時 54 分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 大 瀧 次 男

副委員長 櫻 田 秀 夫